



報道関係者 各位

令和2年11月27日（金）

【照会先】

神奈川労働局総務部総務課

総務課長 滝沢 勉

総務企画官 齊藤 裕紀

（代表電話）045(211)7350

内線 6005、6066

## 神奈川労働局職業安定部職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和2年11月26日（木）、神奈川労働局職業安定部の分室（横浜市中区尾上町4-52 4階。以下「労働局」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、11月25日（水）帰宅後に発熱があり、病院を受診し、26日（木）に感染が確認されたものです。

当該職員は、11月25日（水）まで出勤し、発熱、咳等の症状はなく、終日マスクを装着して勤務しており、当該分室においては、来庁者向けの受付窓口は開設していないことから、来庁者との接触を伴う業務は行っておりません。

労働局では、当該分室を閉鎖し、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、11月30日（月）から通常どおり開庁して、職員への感染防止対策を講じた上で業務を行う予定としています。

保健所によると、職員に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りの帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。